

# 児童相談所・一時保護所等の改革

## 検討項目

## 現状・課題

## 今後の方向性

児童相談所の体制強化等

児童相談所の人材の確保策及び人材育成の強化策等について

- 児童福祉司・児童心理司の配置基準見直し
  - ・改正児童福祉法施行令により、各児童相談所の管轄人口3万人に対して1人以上の児童福祉司・児童心理司が必要となり、都では、平成31年4月1日現在で算出すると児童福祉司が500人、児童心理司が252人必要となるが、職員定数と比較すると児童福祉司が約190人、児童心理司が約100人不足
  - ・児童福祉司や児童心理司のほか、児童福祉司等の業務を補助する非常勤職員を年々増員
- 職員の経験年数も短く、経験2年目以下の職員は、児童福祉司・児童心理司共に5割近い状況
  - ・若手職員が多い中で、スーパーバイザー・基幹的職員の役割が重要
- 相談件数、虐待対応件数が増加しており、児童福祉司一人あたりの虐待対応件数が年々増加
  - ・児童相談所職員としての専門性が必要
- その他
  - ・非常勤弁護士、協力弁護士の配置に加え、常勤弁護士配置について

一時保護児童への支援体制強化

都の目指す一時保護のあり方・方針の明確化

- 定員超過の常態化
  - ・一時保護所の年間平均入所率は、100%超が常態化。平成30年度の月平均の入所率は、最低の月でも104%(4月)、最大では125%(3月)
- 「一時保護ガイドライン」に基づく、都における支援体制の検討
  - ・子供の意見表明権の保障や行動制限を必要最小限とすることなど、子供の権利擁護に対する取組の充実が必要
  - ・一時保護中の子供は、個別ケアの対応が必要であり、生活面や心理面での個別ケアの強化が必要
- 人材の確保・育成
  - ・処遇が困難な子供が増加している中で個別的な対応も求められ、夜間を含む人材の確保が必要
- 一時保護所における保護日数の長期化
  - ・1人当たりの平均保護日数は、40日を超える状況
- 一時保護委託
  - ・一時保護委託件数も増加傾向にあり、学齢・幼児ともに増加
- 一時保護所の外部評価・第三者委員
  - ・一時保護中の権利擁護と施設運営の質の向上を図るため、外部評価や、公平・中立的な立場にある第三者委員活動を実施

- ・新規採用だけでなく、任期付職員やキャリア活用採用職員の積極的な活用
- ・業務指導員等からのOJTによる若手職員への研修の充実
- ・専門課長の配置を充実することによるスーパーバイズ機能の強化
- ・新任児童福祉司の研修方法・内容の充実
- ・非常勤弁護士、協力弁護士の取組を検証したうえで非常勤弁護士に加えて、常勤弁護士配置を検討

- ・区児相の設置も考慮した一時保護必要数に対する供給数の検討
- ・都の目指す一時保護のあり方・方針を明確にするため、都における「一時保護要領(仮)」を策定し、必要な支援策の検討
- ・直接処遇職員の増員による夜間体制等の強化
- ・常勤心理司配置の拡充
- ・児童養護施設等の配置基準よりも手厚い、一時保護所の職員配置基準を国に要望
- ・一時保護所の逼迫状況、保護期間の長期化を踏まえ、一時保護委託を積極的に活用
- ・児童の権利擁護を図るため、引き続き外部評価・第三者委員活動を実施